

建築工事における工事情報共有システム(ASP)利用基準

1 対象工事

青森県が発注する建築工事において、ASP方式による工事情報共有システム（以下「システム」という。）の利用が現場説明書等に明示された場合に適用する。ただし、システムの利用に必要な通信環境が確保できない場合は、監督職員との協議により対象外とすることができる。

2 適用

令和4年4月1日以降に公告又は指名通知する工事

3 対象書類

下表を参考に、「工事における事前協議チェックシート」により協議する。

書類名	ASP	ASPを利用する場合		備考	
		電子納品	紙		
工事打合簿	施工計画書	○	◎	×	
	施工体制台帳関係書類	×	×	◎	監督職員以外の確認が必要な書類
	再生資源利用計画書	○	◎	×	
	再生資源利用促進計画書	○	◎	×	
	再生資源利用実施書	○	◎	×	
	再生資源利用促進実施書	○	◎	×	
	CORINS登録内容確認書	○	◎	×	
	設計変更内容に関する指示・協議等	×	×	◎	監督職員以外の確認が必要な書類
	施工図、承認図等	×	×	◎	紙での確認が必要な書類
	その他承諾・提出等	○	◎	×	上記以外

○：対象（協議）、×：対象外又は不要、◎：必須

※上表を標準とするが、協議により対象書類の内容を変更して構わない。ただし、その場合においても、電子と紙の二重提出は行わない。

※システムの対象とした書類の印刷が必要になった場合は、発注者が印刷する。

※契約・完成・支払い手続き書類等のうち、システムでの押印に対応していない書類等は、システム対象外とする。

4 添付ファイル

受注者がシステムを利用して発議する場合、添付ファイルはPDF形式、添付ファイル数は1つを標準とする。

5 システムの選定

国土交通省大臣官房官庁営繕部の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件2019年版営繕工事編」を満たすものとし、国土交通省ホームページに掲載の「情報共有システム提供者機能要件2019年営繕工事編対応状況一覧表」の中から受発注者が協議して決定する。

6 費用

システムの月額利用料を共通仮設費に積上げ計上する。ただし、初期設定等に係る費用は受注者の負担とする。